

議案第 28 号

部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針

令和 8 年 4 月 27 日提出

大野市教育委員会

教育長 久保俊岳

提案理由

中学生の休日・放課後活動地域展開を推進するにあたり、市としての方針を示すため

(案)

部活動改革および地域クラブ活動の
推進等に関する方針

令和8年 月

大野市教育委員会

目次

I 部活動改革の基本的な考え方	1
(1) 改革の背景	
(2) 方針	
(3) 改革期間	
(4) 取組方針	
(5) 生徒が参加する活動の選択肢について	
II 地域クラブ活動のあり方および認定制度	2
1 地域クラブ活動のあり方	
2 地域クラブ活動に関する認定制度	
(1) 趣旨	
(2) 認定の効果	
(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続等）	
(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い	
III 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	3
1 推進体制の整備	
(1) 教育委員会における体制整備	
(2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携	
(3) 関係団体等との連携	
2 各種課題への対応（基本的な考え方）	
(1) 運営団体・実施主体の整備等	
(2) 指導者の確保・育成	
(3) 活動場所の確保	
(4) 生徒の安全・安心の確保	
(5) 障がいのある生徒の活動機会の確保	
3 生徒のニーズの反映および地域クラブ活動への参画促進等	
IV 学校部活動のあり方	5
1 適切な運営のための体制整備	
(1) 学校部活動に関する方針の策定等	
(2) 指導・運営に係る体制の構築	
2 適切な指導および安全・安心の確保	
3 適切な活動時間・休養日等の設定	
4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化環境の整備	
V 生徒の中学校体育連盟主催大会の参加機会の確保	6
(1) 平日の中学校体育連盟主催大会参加に伴う出席の取扱いについて	
(2) 中学校体育連盟主催大会参加に対する支援	
VI 教員等の兼職兼業	6
参考様式1	7

I 部活動改革の基本的な考え方

(1) 改革の背景

少子化が急激に進行し、単独の学校ではチームを編成できないなど、学校部活動の継続・維持が難しくなってきた。一方で生徒のニーズが多様化してきており、生徒の希望に応じた多種多様な活動に参加できる環境を整備することがこれまで以上に重要となっている。このような状況を踏まえると、教員のみ依存した指導体制を維持することは困難である。

これらの学校部活動を取り巻く環境の変化を踏まえ、地域全体で関係者が連携して生徒の休日や放課後の活動を支えていく必要がある。

(2) 方針

教育委員会では「中学生の休日・放課後活動地域展開」として、以下の方針で取組を進めていく。

- ・全ての生徒が将来にわたり、それぞれの希望に応じて多様なスポーツ・文化活動に継続して親しむことができるよう、地域全体で連携して支える体制を整える。
- ・経済格差に起因する体験格差の解消を図る。

(3) 改革期間

令和8年度（2026年度）から令和13年度（2031年度）までの6年間

（令和8年度～令和10年度を「前期」、令和11年度～令和13年度を「後期」とする。）

(4) 取組方針

【休日】

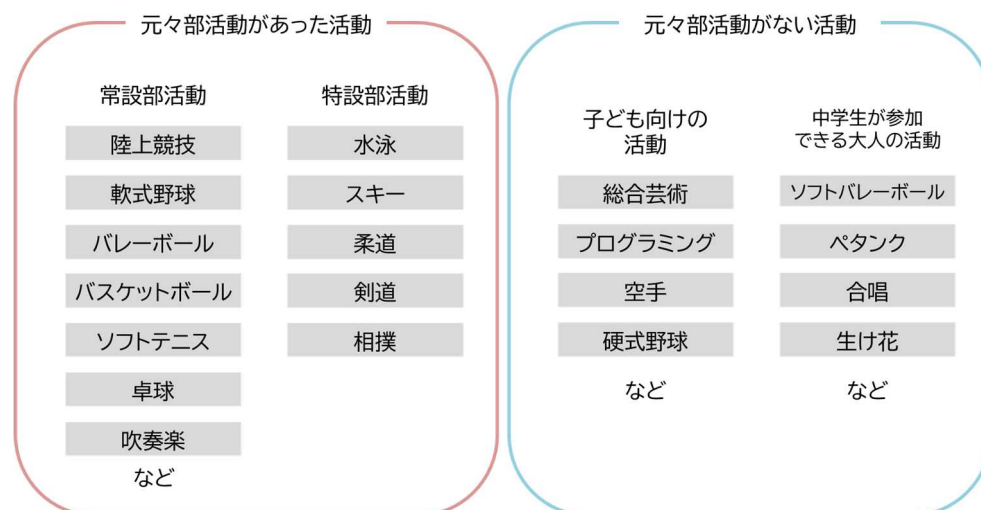
休日においては、学校部活動を行わない。

【平日】

部活動は、学習指導要領に学校教育の一環としての位置づけがあることから、原則として平日については、生徒の学びの場を保障する観点から引き続き部活動を実施していく。ただし、平日の実施体制が整っている地域クラブ活動については、生徒及び保護者の要望を尊重し、平日にも活動の場を拡充することを妨げるものではない。

(5) 生徒が参加する活動の選択肢について

常設部活動の競技・種目だけでなく、特設部活動や元々部活動がない活動など、幅広い選択肢を確保していく。



Ⅱ 地域クラブ活動のあり方および認定制度

1 地域クラブ活動のあり方

地域クラブ活動においては、学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させつつ、地域全体で支えることによる新たな価値（※）を創出する。

- ・地域クラブ活動は、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化活動を楽しむために必要な資質・能力等を育てることを主な目的とする。
- ・学校部活動と同様、地域クラブ活動は、あくまで生徒の自主的・自発的な参加により行われる。

※生徒のニーズに応じた多種多様な体験や生徒の個性・得意分野の尊重、学校の垣根を越えた仲間とのつながり創出など

2 地域クラブ活動に関する認定制度

(1) 趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国ガイドライン（別冊資料①「地域クラブ活動に関する認定制度」）に示す認定要件および認定手続等に基づき認定を行う。認定された活動については「認定地域クラブ活動」と呼称する。

(2) 認定の効果

- ・生徒、保護者等に対する情報提供
- ・地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、市公共施設の使用料減免、スクールバスの利用）

(3) 認定制度の概要（認定要件・認定手続）

【認定要件】

- ①学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること
- ②適切な活動時間や休養日が設定されていること
- ③活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること
- ④適切な指導の実施体制が確保されていること
- ⑤適切な安全確保の体制が確保されていること
- ⑥適切な運営体制が確保されていること
- ⑦学校等との連携が適切に行われていること

【認定手続等】

大野市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱（令和8年大野市教育委員会告示第8号）に基づき認定手続きを行う。

(4) 認定されていない地域クラブ活動の取扱い

- ・認定されていない地域クラブ活動については、その運営団体・実施主体において、公立の中学校（義務教育学校後期課程を含む。）及び特別支援学校中学部（以下「中学校等」という。）の生徒を対象としたスポーツ・文化活動としての質の担保等の観点から、認定要件に準じた活動を実施することが求められる。
- ・特に、活動時間・休養日の設定や、暴力・暴言・ハラスメント（性暴力等を含む。以下同じ。）いじめ等の不適切行為の防止、生徒の安全確保については、認定されていない地域クラブ活動の運営団体・実施主体において、適切な対応を徹底することが求められる。

Ⅲ 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1 推進体制の整備

(1) 教育委員会における体制整備

- ・教育総務課、スポーツ推進課、地域文化課などの関係課が情報を共有しながら連携して取組を推進していく。
- ・地域クラブの代表者や中学校長、保護者、関係団体代表者などで構成する「大野市中学生の休日・放課後活動地域展開推進委員会」を設置し、地域展開の普及や推進の検討などを行う。
- ・定期的に各地域クラブから意見の聴取を行い、推進体制の整備に努める。
- ・地域クラブ等へ適切な助言等を行い、活動を支援するため、アドバイザーを配置する。

(2) 地域クラブ活動の運営団体・実施主体による生徒が所属する中学校等との連携

- ・部活動を地域展開した場合にも学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては生徒が所属する中学校等との適切な連携を図る。

(3) 関係団体等との連携

- ・部活動改革を円滑に進めるにあたっては、教育委員会が幅広い関係団体等（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ協会、競技団体、文化団体、文化協会、社会教育施設、中学校体育連盟等）と連携・協働しながら、一体となって取り組む。

2 各種課題への対応（基本的な考え方）

(1) 運営団体・実施主体の整備等

- ・地域クラブ活動の運営団体・実施主体においては、認定要件等に則った適切な運営体制の整備等を行う。
- ・教育委員会は運営団体・実施主体による地域クラブ活動の運営の状況等を把握しつつ、持続的・安定的な運営に向けたサポートを行う。

(2) 指導者の確保・育成

- ・「認定地域クラブ活動指導者」の登録制度を導入し、活動内容の質的な向上を図る。
- ・指導者の確保に当たっては、県が設置する人材バンクなどを活用し、地域の多様な人材の発掘・マッチングなどを進めるとともに、指導を希望する教員等の兼職兼業を認める。
- ・指導者資格取得にあたっての財政支援を行う。

(3) 活動場所の確保

- ・地域クラブ活動の活動場所として、学校施設をはじめ、社会体育施設等が活用されており、引き続き、生徒のスポーツ・文化活動の機会を確保するため、地域クラブ活動を行う場所を確保していく。

(4) 生徒の安全・安心の確保

- ・地域クラブ活動でも学校部活動と同様に、事故や、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の防止等を徹底し、生徒が安全・安心に活動に取り組める環境を構築する。そのため、地域クラブ活動に関する認定制度および指導者の登録制度を通じて安全・安心の確保を図る。
- ・教育委員会と地域クラブ活動の運営団体・実施主体等との間で、事故や不適切行為等が発生した場合の責任の所在を明確化した上で、発生時には、迅速かつ丁寧な対応を行うとともに、再発防止に向けて事案の分析や防止対策の強化等を行う。
- ・地域クラブに対して、生徒および指導者の保険や個人賠償責任保険への加入徹底や、スポーツ基本法に基づいた暴力等の防止を求める。

【参考】スポーツ基本法（令和7年度改正後）（抄）
（暴力等の防止）

第二十九条 国及び地方公共団体は、スポーツを行う者に対する、暴力、優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの、性的な言動（性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる行為を含む。）、インターネット上の誹謗中傷等（次項において「暴力等」という。）によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう、必要な措置を講じなければならない。2 スポーツ団体は、その行う事業について、スポーツを行う者に対する暴力等によりスポーツを行う者の環境が害されることのないよう努めるものとする。

地域クラブ活動において事故等が発生した場合の賠償責任主体及び賠償制度・保険の取扱いについて

- **地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体（市区町村、市区町村以外の団体）や、事故等の原因主体（団体、指導者、生徒）に応じて賠償責任主体や賠償制度・保険の取扱いが異なる。
- **活動場所（市区町村立中学校等）の施設・設備の瑕疵に起因する事故等**については、地域クラブ活動の運営主体等に関わらず、施設・設備の管理者である市区町村が賠償責任主体となり、国家賠償法2条が適用される。

※【 】は賠償制度・保険の取扱い

		(1) 地域クラブ活動の運営上の瑕疵に起因する事故等			(2) 活動場所 (市区町村立中学校等)の施設・設備の瑕疵に起因する事故等	
		① 団体の瑕疵に起因	② 指導者の瑕疵に起因	③ 生徒の瑕疵に起因		
地域クラブ活動	運営主体	市区町村	市区町村 【国家賠償法1条】	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	市区町村 【国家賠償法2条】
		市区町村以外の団体	団体 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ・文化法人責任保険」（法人対象）など	指導者（団体に雇用されている場合は団体も使用者責任を負う） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	生徒（保護者） 【民間保険】 ※スポーツ安全協会の「スポーツ安全保険」など	
	(参考) 学校部活動	市区町村	市区町村 【国家賠償法1条】 ※災害共済給付において免責特約（災害共済給付の額の限度において設置者の賠償責任を免れさせる特約）を付することが可能	・市区町村 ・指導者（故意又は重過失の場合には市区町村から求償） 【国家賠償法1条】 ※同左	生徒（保護者） 【民間保険】 ※災害共済給付では賠償責任保険は対象外。学校管理下の活動であり、「スポーツ安全保険」の対象外	

国ガイドライン別冊資料②「部活動の地域展開等に関する参考資料」抜粋

(5) 障がいのある生徒の活動機会の確保

- ・障がいの有無に関わらず、生徒が希望する活動を主体的に選択できる環境の整備を進める。
- ・指導者が指導に当たっての留意点等を把握し、障がいの特性に応じた配慮や工夫を行うなど、障がいがある生徒も参加できる安全・安心な活動を展開する。
- ・学校部活動と地域クラブ活動で指導者や活動場所等が変わる場合は、学校とは異なる環境においても生徒が安全・安心に活動できるよう、受け入れ側が障がいの状態や特性等を十分理解し、学校側と協力・連携して支援体制を整える必要がある。

3 生徒のニーズの反映および地域クラブ活動への参画促進等

- ・地域クラブはその主役・当事者となる生徒を第一に考え、生徒のニーズに合った地域クラブ活動の構築等を行う。
- ・アンケート調査の実施等を通じて、生徒や保護者等の意見を把握する。また、満足度や課題感に関して定期的にアンケート調査等を行うことで、活動の質の向上や課題の早期発見・解決に努める。
- ・生徒が自らの希望に合った地域クラブ活動に出会うことができるようにするため、小学校・中学校等と密接に連携しながら地域クラブ活動に関する情報等を分かりやすく生徒・保護者に提供する。
- ・地域クラブ活動は、学校教育としての部活動が担ってきた意義を継承・発展させるものであり、異年齢集団のよさを生かし、活動・運営への生徒の積極的な参画を通じて、生徒の自主性・主体性、リーダーシップなどを育み、集団の一員として多様な他者と協働する力の育成や個性の伸長、自己表現などにつながる。

IV 学校部活動のあり方

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- ・学校の設置者、校長は、それぞれ、本方針等に則り、適切な活動時間・休養日の設定を含めた学校部活動に関する方針（参考様式1参照）を策定する。
- ・部活動顧問等は、年間の活動計画ならびに毎月の活動計画を作成する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ・学校の設置者、校長は、部活動指導員等を適切に配置するとともに、生徒数や部活動指導員等の配置状況等を踏まえ、部活動数の適正化等を行う。
- ・部活動指導員は、生徒への日常的な指導だけでなく、大会引率や部活動の管理運営、保護者への連絡等を含め、幅広い役割を担う。
- ・学校の設置者は、文部科学大臣が定める業務量管理・健康確保措置に関する指針を踏まえ、個々の教員の時間外在校等時間の状況にも留意しつつ、適切に勤務時間管理や業務改善等を実施する。

2 適切な指導および安全・安心の確保

- ・適切な生徒集団づくりや日頃からの生徒への目配り、開かれた環境の整備等により、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ等の不適切行為の未然防止を徹底する。
- ・事案発生時には迅速な対応および再発防止の徹底を図る。その際、特に部活動顧問等任せにせず、所管する教育委員会や学校組織全体で対応に当たることが重要であり、生徒のケアを最優先に、加害生徒への指導等に適切に対応する。

3 適切な活動時間・休養日等の設定

【休養日】

平日週2日以上休養日を設定する。

【活動時間】

1日の活動時間は、長くとも平日は1日2時間程度とする。その中で、できるだけ短時間で合理的かつ効果的・効果的な活動を行う。

【その他】

- ・長期休業中に一定期間の休養日を設定する。
- ・生徒が、学校部活動と地域クラブ活動の両方に参加する場合や複数の学校部活動に参加する場合等においては、参加する活動全体を通算した週当たりの活動時間を11時間程度の範囲内とする必要がある。

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化環境の整備

- ・性別や障がいの有無、活動の得手不得手等を問わず、生徒のニーズを踏まえた活動環境を整備していく。
- ・部活動は全ての生徒が一律に加入するものではなく、生徒の希望に基づく任意参加とする。

<学習指導要領解説の一部改訂（令和6年12月）の概要>

○部活動の現状の位置付けの明確化

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであることにも留意すべき旨を総則編及び保健体育編に明記。

○部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮

運動部の活動における留意事項として、以下の内容を保健体育編に明記。

- ①レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障がいのある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等としたりするなどの工夫を実施すること。
- ②複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮すること。

V 生徒の中学校体育連盟主催大会の参加機会の確保

(1) 平日の中学校体育連盟主催大会参加に伴う出席の取扱いについて

- ・地域クラブ活動の位置付けを踏まえ、平日の大会等に参加する生徒について、学校部活動から参加する場合のみならず、地域クラブ活動から参加する場合も、学校を出席扱いとする。

(2) 中学校体育連盟主催大会参加に対する支援

- ・中学校体育連盟主催大会の開催地までの交通費・宿泊費の支援、大会会場への輸送等について、学校部活動の生徒だけでなく地域クラブ活動の参加生徒に対しても同様に支援を実施する。

VI 教員等の兼職兼業

- ・学校の教員等が希望に応じて地域クラブ活動の指導者等として活動することができるよう、兼職兼業の許可の手續の円滑化を図る。その際、認定地域クラブ活動については、国が示す要件に基づき、教育委員会が認定した公的な性質を有する活動であり、学校運営に支障がない限り、積極的に許可を行う。
- ・中学校等の教員だけでなく、小学校の教員や事務職員など幅広い者が、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができる環境を整備する。
- ・兼職兼業の許可をする際には、教員等の本人の意思を尊重し、指導を望んでいないにもかかわらず参加を強いられることがないように十分に確認するとともに、勤務校等における業務への影響の有無、教員等の健康への配慮など、学校運営に支障がないことの確認等を適切に実施する。
- ・教育委員会は、教員の心身の健康を確保するため、当該教員の学校における労働時間（ただし、在校等時間も通算の対象として扱う。）と地域団体の業務に従事する時間を通算した時間から労働基準法に規定される法定労働時間（原則として1日について8時間、1週について40時間）を差し引いた時間（いわゆる時間外労働と休日労働の合計時間）が単月80時間未満とならないことが見込まれる場合には、兼職兼業の許可を出さない。
- ・教員等が兼職兼業で従事を希望する地域クラブ活動の所在市町と、勤務校の所在市町が異なる場合においても、その希望に応じて、円滑に兼職兼業を行うことができるよう、関係する教育委員会等において適切に連携を行う。

(参考様式1) 学校の部活動に係る活動方針

ねらい

生徒の実態

活動計画・時間

保護者の願い

設置部活動

部活動指導員との連携

危機管理体制

指導力向上

業務改善に向けた取り組み

部活動における熱中症対策

体罰等の防止

※活動方針には、上記項目を含めて記載すること。なお、様式については適宜変更可とする。

部活動における感染症対策

部活動改革および地域クラブ活動の推進等に関する方針

概要版

1 策定の背景・課題認識

- ・ 少子化の進行により、学校部活動の継続・維持が困難な状況
- ・ 生徒のニーズの多様化
- ・ 教員の働き方改革

→地域全体で中学生の休日・放課後の活動を支える体制が必要

2 基本方針

「中学生の休日・放課後活動地域展開」として、以下の方針で取り組む

- ・ 全ての生徒が、将来にわたり希望に応じたスポーツ・文化活動に親しめる体制を整備（学校と地域が連携し、生徒の休日・放課後の活動を地域全体で支える）
- ・ 経済格差に起因する体験格差の解消を図る。

3 改革期間

- ・ **令和8年度～令和13年度(6年間)**
 - 前期:令和8～10年度
 - 後期:令和11～13年度

4 部活動改革の基本的な考え方

(1)休日の考え方

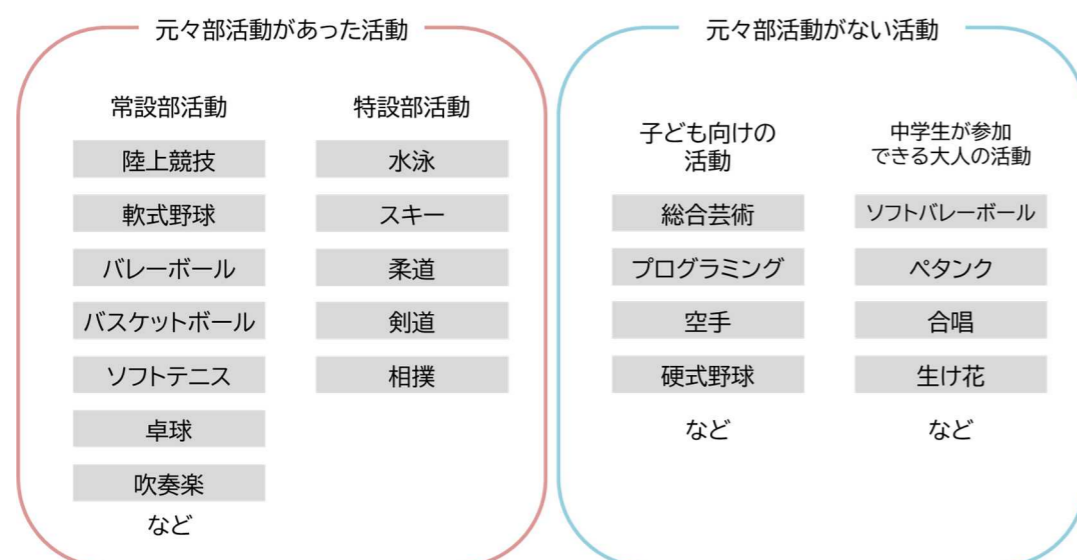
- ・ 休日は原則、学校部活動を行わない

(2)平日の考え方

- ・ 学校教育の一環として、原則は学校部活動を継続
- ・ 体制が整っている地域クラブ活動については、生徒や保護者の要望を尊重する。

(3)活動選択肢の拡充

- ・ 常設部活動に限らず、特設部活動や部活動のない分野も含め、生徒の選択肢を確保



5 地域クラブ活動のあり方と認定制度

- ・ 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的価値を継承・発展させるもの
 - ・ 生徒の自主的・自発的参加
 - ・ 競技力向上を主目的としたチームとの区別や活動の質を確保するため、認定制度を導入
 - ・ 教育的意義
 - ・ 適切な活動時間・休養日
 - ・ 適切な参加費の設定
 - ・ 適切な指導・安全管理・運営体制
 - ・ 学校との適切な連携
- 大野市認定地域クラブ活動の認定に関する要綱に基づき認定手続きを実施
- 認定地域クラブ活動には財政支援、公共施設使用料減免、スクールバス利用等を実施

6 地域展開の円滑な推進

- ・ 市関係課(教育・スポーツ・文化)による庁内連携
- ・ 学校、地域クラブ、保護者、関係団体による推進委員会の設置
- ・ 指導者登録制度、県人材バンク活用、資格取得支援
- ・ 活動場所の確保
- ・ 安全・安心の確保
 - ハラスメント・暴力・いじめの防止
 - 事故・トラブル時の責任の所在を明確化
 - 保険加入の徹底

7 学校部活動のあり方

- ・ 部活動は生徒の希望に基づく任意参加
- ・ 週2日以上の休養日設定、活動時間の上限遵守
- ・ 学校組織として運営
- ・ 教職員の健康確保と勤務時間適正化を重視

8 中学校体育連盟主催大会への参加と教員等の兼職兼業

- ・ 中学校体育連盟主催大会への参加方法に関わらず、学校を出席扱いとし、同様に支援する。
- ・ 教員の兼職兼業は本人の意思・健康配慮を前提